



《会計・税務の知識》会社法～違法配当とその責任～

はじめに

営利性を有する会社にとって、出資者たる株主に対して利益を分配する事も重要な要素となります。今回は、近年増加傾向にある違法配当に関して、どのような責任や問題が生じるか取り上げます。

1. 違法配当とは

違法配当とは、会社に分配可能額がないのにも関わらず、株主に対して配当をなす事をさします。つまり、配当として交付する金銭等が配当の効力が生ずる日における分配可能額を超えてはなりません。なお、剰余金があっても純資産が300万未満の場合には配当はできません。

2. 分配可能額の算定方法

分配可能額の算定方法は、いくつかの段階に分けて考える事ができます。

(1) 剰余金の額の算定

剰余金の額の算定のスタート地点になるのは、最終事業年度末の「その他資本剰余金+その他利益剰余金」の額です。そこに当期中に発生した剰余金の変動を反映させて剰余金の額を算定します。次の①～④の金額を加減する事によって、剰余金の額となります。

| | | |
|---|-----------------|------|
| ① | 自己株式処分益（損） | +（-） |
| ② | 自己株式の消却簿価 | - |
| ③ | 資本金・準備金の剰余金振替額 | + |
| ④ | 剰余金の配当に伴う剰余金の減少 | - |

(2) 自己株式に関する調整

次に自己株式に関する次の金額を剰余金の額から減額します。

- ①自己株式の帳簿価額
- ②自己株式の処分対価

(3) 臨時決算に伴う修正

最後に臨時決算に伴う調整をし、分配可能額の金額が決定します。

この調整とは、臨時決算時点における期間損益を分配可能額に反映させ、臨時決算の期間中に処分した自己株式の処分対価を、分配可能額の金額に増額することです。

本来であれば、更なる調整も必要となりますが今回は省略させていただきます。

3. 配当に関する責任

(1) 株主の責任

分配可能額を超えて剰余金の配当がなされた場合、株主は善意・悪意を問わず、会社に対して受け取った交付金銭等の相当額を支払う義務を負います（無過失責任）。

(2) 取締役の責任

①会社に対する責任

業務執行取締役、株主総会又は取締役会に議案を提出した取締役は、会社に対して交付金銭等の相当額を支払う義務を負います。ただし、職務を行う事に注意を怠らなかった事を証明すればこの義務を免れます（過失責任）。これは、総会において異議がないとした取締役も同様です。

②第三者に対する責任

悪意又は重過失によって、違法配当を行い第三者（会社債権者）に損害が生じた場合、業務執行取締役等は連帯して損害賠償責任を負います。

(3) 会計参与、監査役の責任

会計参与・監査役は、会社に対しても、第三者に対しても、業務執行取締役等と連帯して損害賠償の責任を負いますが、過失がない者は責任を負いません（過失責任）。

4. 欠損に対する責任

会社法においては、分配可能額の範囲内であれば期中に何回でも配当する事が可能となっています。よって、その都度分配可能額の規制を守っていたならば違法ではないという事になります。

しかし、適正に期中配当（中間配当を含む）をしたとしても、その結果期末に欠損が生じた場合には、職務執行に注意を怠らなかった場合を除き、業務取締役等は会社に対して連帯して欠損の額を支払う義務を負う事になります。

終わりに

剰余金の配当の制度は複雑ではありますが、問題となりやすいものでもあります。正しい理解が必要となりますのでご注意ください。（担当：赤羽）